

# インバウンド 取材動画制作利用約款

## 第1章 総則

### 第1条 (適用範囲)

- 本利用約款は、本サービス(詳細は次条にて定めるものとし、以下「本サービス」という)の利用を申込み、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)がこれを承諾した者(以下「契約者」という)が本サービスを利用するにあたり適用される契約条件を定めることを目的とする。
- 本サービスに関して、本約款に定めのない事項については、基本約款及び各種インバウンド定期商品の約款(以下「原約款」という)が適用されるものとし、本約款と原約款の定めが相違する場合は、本約款の定めが優先して適用される。
- 本約款における用語の定義は、本約款に別段の定めがある場合又は文脈上別段の意味を有することが明白である場合を除き、原約款の定めに従う。

### 第2条 (本サービスの利用条件)

本サービスの利用の条件は、契約者が、当社が別途提供する各種インバウンド 外国語版定期商品(インバウンド大作戦商品を除き、以下「各種インバウンド定期商品」という)を契約していることとする。

### 第3条 (本サービス)

- 当社は、契約者に対し、本サービスとして次の各号に掲げるサービスを提供する。
  - 動画制作サービス(第2章に定める)  
当社は、当社所定のプランに従い、契約者が運営する店舗1店舗(以下「対象店舗」という)に訪問して動画を撮影し、対象店舗を紹介する動画を制作するサービス(以下、制作した動画を「本動画」という)。なお、当社と契約者が別途契約する各種インバウンド定期商品に基づき、対象店舗の外国語版の店舗ページ(以下「店舗ページ」という)に本動画を掲載する。但し、店舗ページに掲載できる動画は1つに限られる。
  - 使用許諾サービス(第3章に定める)  
本動画のデータを利用者に対して提供し、利用者に対して、本動画の使用を許諾するサービス
  - 前二号に付随関連するサービス
- 本サービスの詳細(本サービスの構成又は機能等を含むがこれらに限られない)については、当社が決定し、当社はこれを随時自由に見直すことができる。

### 第4条 (本契約の成立)

- 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」という)は、当社に対し、当社所定の手続に従って申込書(ウェブ上の画面を含み、以下あわせて「申込書」という)を提出すること(申込の意思表示を含む)により本サービスの利用を申込みものとする。
- 利用希望者は、当社の請求があった場合には、申込書のほか、当社が必要と判断した書面等の提出に応じるものとする。
- 当社は、利用希望者が第1項の規定による申込みを行ったことをもって、契約者が本約款の内容のすべてに同意したものとみなします。
- 当社は、前項の規定により利用希望者からの申込みを承諾するか否かを決定したときは、その結果を当社所定の方法により当該利用希望者に通知するものとする。なお、当社は、申込みを承諾しない場合、利用希望者に対してその理由を通知する義務を負わず、利用希望者はこれに異議を述べるることができないものとする。
- 本約款をその内容とする契約(以下「本契約」という)は、当社が利用希望者の申込みを承認した時点をもって成立するものとする。

### 第5条 (本契約期間)

本契約の契約期間は、本契約が成立した日より本動画の納品日までとする。

### 第6条 (利用料及び支払い条件)

- 契約者は、本サービスの対価(以下「本サービス利用料」という)及び出張費として、申込書及び見積書に定める額を支払う。本契約の終了後において契約者が本サービス利用料及び出張費の支払を完了していない場合、本サービス利用料及び出張費(第9条に定める。以下同じ)の支払義務は有効に存続する。なお、撮影のための飲食費は契約者の負担とする。
- 契約者は、当社が別途定める時期及び支払い方法により、本サービス利用料の支払いを行うものとする。なお、支払いにかかる手数料その他の費用は、契約者の負担とする。

### 第7条 (キャンセル料)

契約者は、当社に本サービスの申込を行い、当社に対する入稿フォームの送信後に本サービスの利用をキャンセルする場合、本サービス利用料全額(定価の金額とする)をキャンセル料として直ちに当社に支払うものとする。但し、取材日確定後にキャンセルを行う場合、契約者は、キャンセル料として、本サービス利用料全額に加え、出張費全額を支払う義務を負う。なお、本条に定めるキャンセル料には税は付加しない。

### 第8条 (再委託)

当社は、当社の責任で、本サービスを提供するために必要な業務の全部又は一部を、第三者(以下「委託先」という)に委託することができる。

## 第2章 動画制作サービス

### 第9条 (本動画の撮影)

当社は、下記記載のとおり、契約者と対象店舗の訪問日(以下「取材日」といい、平日限定とする)を決定し、対象店舗に訪問し、撮影を行う。なお、対象店舗が東京 23 区外に所在する場合、別途出張費(交通費を含み、以下「出張費」という)が発生し、当社は別途見積書を契約者に交付し、契約者はこれに合意の上、申込みを行うものとする。

| 撮影時間   | 撮影時間帯       |
|--------|-------------|
| 2~3 時間 | 10:00~18:00 |

### 第10条 (取材日時の変更)

前条に基づき、当社と契約者間で取材日の決定後、契約者が取材日の変更を希望する場合、速やかに当社に申し出るものとする。なお、契約者の都合による変更が発生した場合、契約者は、変更に関し、以下に定める調整費及び出張費を支払うものとする。なお、出張費については実費として追加で発生していない場合であっても、契約者は第6条に定める本サービス利用料金及び出張費の支払いに加え、これらとは別に出張費全額を追加で支払う義務を負う。また、契約者は、調整費及び出張費に税を付加した金額を当社に支払うものとする。

| 変更の申し出日          | 調整費          | 出張費 |
|------------------|--------------|-----|
| 取材日確定した日から取材日7日前 | 本サービス利用料の20% | 全額  |
| 取材日6日前から取材日当日    | 本サービス利用料の50% | 全額  |

### 第11条 (本動画の制作)

- 契約者は、本サービスの申込後、遅滞なく、本動画に使用する画像又はテキスト等を当社に提供するものとする。なお、契約者より指示がなされた場合、当社は、契約者の店舗ページに掲載されている画像、テキスト等を本動画に使用することができる。
- 当社は、本動画の制作後、契約者に本動画の内容の確認を行い、契約者の校正確認を得た後、本動画を契約者の店舗ページに掲載する。本動画の店舗ページへの掲載をもって、本動画の制作は完了する。
- 契約者の校正確認後においては、当社の責めに帰すべき事由又は法令上不適当と判断される場合を除き、本動画の修正又は変更は行わない。但し、店舗名、営業時間及びメニューに変更があった場合、契約者が所定のフォームから修正依頼を当社に行うことで、当社所定の回数を上限として、当社はこれらの修正を無償で行うものとする。

### 第12条 (本動画の著作権等)

- 本動画に関する権利(著作権等法令により定められた知的財産権に限られず、法律上保護される利益にかかる権利を含む。以下同じ)は、当社に帰属する。但し、契約者から当社に提供された素材に関する権利は契約者に留保される。

### 第13条 (本動画の掲載)

- 当社は、契約者に対し、本動画を店舗ページにおいて使用(公衆送信の方法による使用のみに限られる)することを許諾する。なお、本動画の掲載は、各種インバウンド外国語版定期商品の契約に基づき掲載されるものとし、各種インバウンド外国語版定期商品の契約が終了した場合、各種インバウンド外国語版定期商品の契約が終了した時点をもって本動画の掲載は当然に終了する。
- 契約者が前項に基づく本動画の使用を行わない場合であっても、当社は本サービス利用料の減額を行わない。
- 当社は、第1項に定める掲載のほか、当社の裁量により、契約者の店舗の広告を実施する目的で、店舗ページ以外における(当社 SNS を含むがこれに限られない)において、本動画を掲載又は投稿することができるものとし、契約者はこれに異議を申し出ないものとする。また、当社は、当該広告の目的の範囲内において、本動画(本動画に含まれる素材を含む)、契約者の商号、商標・ロゴマークの使用

ことができる。

### 第3章 使用許諾サービス

#### 第14条（本動画の納品）

1. 当社は、外部データ転送サービスを利用して、契約者の指定するメールアドレス宛に、本動画を納品する。
2. 本動画の納品時期は、原則として、取材日から1か月後とする。
3. 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する場合、当社は契約者に対し本動画の納品を行わない。この場合、当社は本動画の納品遅延にかかる責任を負わないものとし、また本サービス利用料の減額も行わない。
  - (1) 本動画の内容が、当社が別途定める撮影規程に違反すると当社が判断した場合
  - (2) 契約者が、当社が提供する各種サービスの利用にかかる料金につき、その支払いを怠っている場合
4. 当社は、本動画の納品後、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、いかなる理由があっても本動画の再納品を行わない。

#### 第15条（本動画の使用許諾）

1. 契約者は、当社から納品された本動画を以下に掲げる範囲内で使用できるものとし、契約者は、以下に掲げる範囲を超えて、本動画を当社が許諾していないメディア、媒体等で使用してはならないものとする。
  - (1) 契約者の店舗の SNS アカウントでの投稿
  - (2) 契約者自身のオウンドメディアへの掲載
  - (3) 契約者の店舗内での動画放映
  - (4) 別途当社が許諾した範囲での使用
2. 契約者は、各種インバウンド 外国語版定期商品の契約が終了した後においても、当社から納品された動画を前項に定める範囲内で継続して使用することができる。

### 第4章 雑則

#### 第16条（禁止事項）

1. 契約者は、本サービスを利用又は関連して、基本約款第 10 条のほか、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。
  - (1) 本約款に違反する行為
  - (2) 本動画を編集又は改変する行為
  - (3) 本動画を本約款で定める範囲を超えて使用する行為
  - (4) 本動画をダウンロードし、又は複製する行為（第 3 章のサービスを利用する場合は除く）
  - (5) 本動画を第三者に配布、譲渡又は貸与する行為
  - (6) 本動画を第三者に販売する行為
2. 当社は、契約者が前項各号に掲げる禁止行為を行った場合、契約者に対し事前に通知することなく、直ちに当社サイト上に掲載されている本動画を削除し、又は契約者による本動画の利用を差し止めることができる。
3. 契約者が本条項に違反したことが判明した場合、当社は、契約者に対し、金 15 万円の損害金（以下「本損害金」という）の請求を行うことができる。
4. 前項に定める損害金は、契約者が支払うべき損害賠償額の上限を定めたものではなく、契約者が当社に損害を与えた場合、契約者は、損害金の支払いに加え、当社に発生した全ての損害を賠償するものとする。

#### 第17条（保証）

1. 契約者は、当社による本動画の使用につき必要となる許諾を、自らの責任及び負担により取得するものとする。
2. 契約者は、当社に対し、当社による本動画の使用が、第三者のいかなる権利（著作権、商標権、肖像権、パブリシティ権その他一切の権利を含み、以下「知的財産権等」という）をも侵害しないことを保証する。
3. 契約者は、当社による本動画の使用に対し、第三者から、その知的財産権等を侵害している旨その他何らかの権利主張がなされた場合、みずからの責任及び負担により当該権利主張に対応するものとする。

#### 第18条（存続条項）

本約款第 11 条第 3 項（本動画の制作）、第 12 条（本動画に関する著作権等）、第 13 条（本動画の掲載）、第 15 条（本動画の使用許諾）、第 16 条（禁止事項）、第 17 条（保証）及び本条は、本契約終了後も有効に存続する。